

林業における地域材の利用拡大を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中、豊かな森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、平成 31 年度からの開始が想定されている「新たな森林管理システム」の下、地域における木材について、その安定供給と需要創出を共に図っていくことが課題となっている。

この解決に向けては、木材を低コストで安定的に供給するための体制づくりだけでなく、建築物や施設の整備時における木材の利用拡大など、供給と需要のさまざまな局面での取り組みを総合的に推進する必要がある。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 平成 31 年度から自治体に配分される森林環境譲与税（仮称）を自治体が有効に活用し、森林整備や木材利用の促進などの取り組みを円滑に行うことができるよう、必要な情報提供や助言等を適切に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用施設に係る国庫負担率のかさ上げや優先的な補助採択等を一層進めること。
- 3 中高層の公共建築物の木造化が図られるよう、耐火部材等の開発・普及や木造建築に携わる人材育成を進めること。
- 4 低層の公共建築物の木造化・木質化を推進するため、これらを整備する民間事業者に対し、情報提供など所要の支援を行うこと。
- 5 木材製品を安定的・効率的に供給するための木材加工流通施設や、木材の利用を拡大するための木質バイオマス利用促進施設の整備を支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員